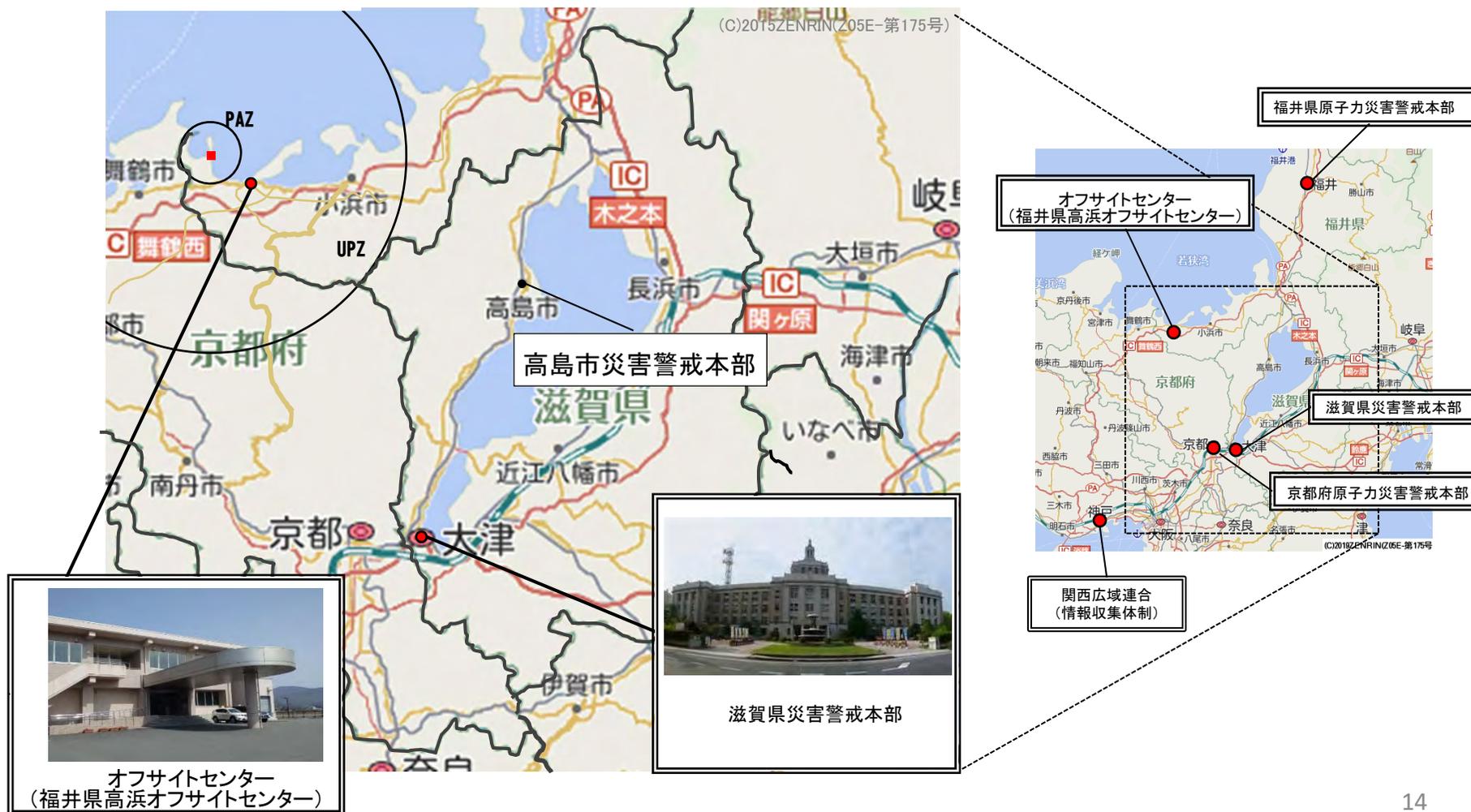
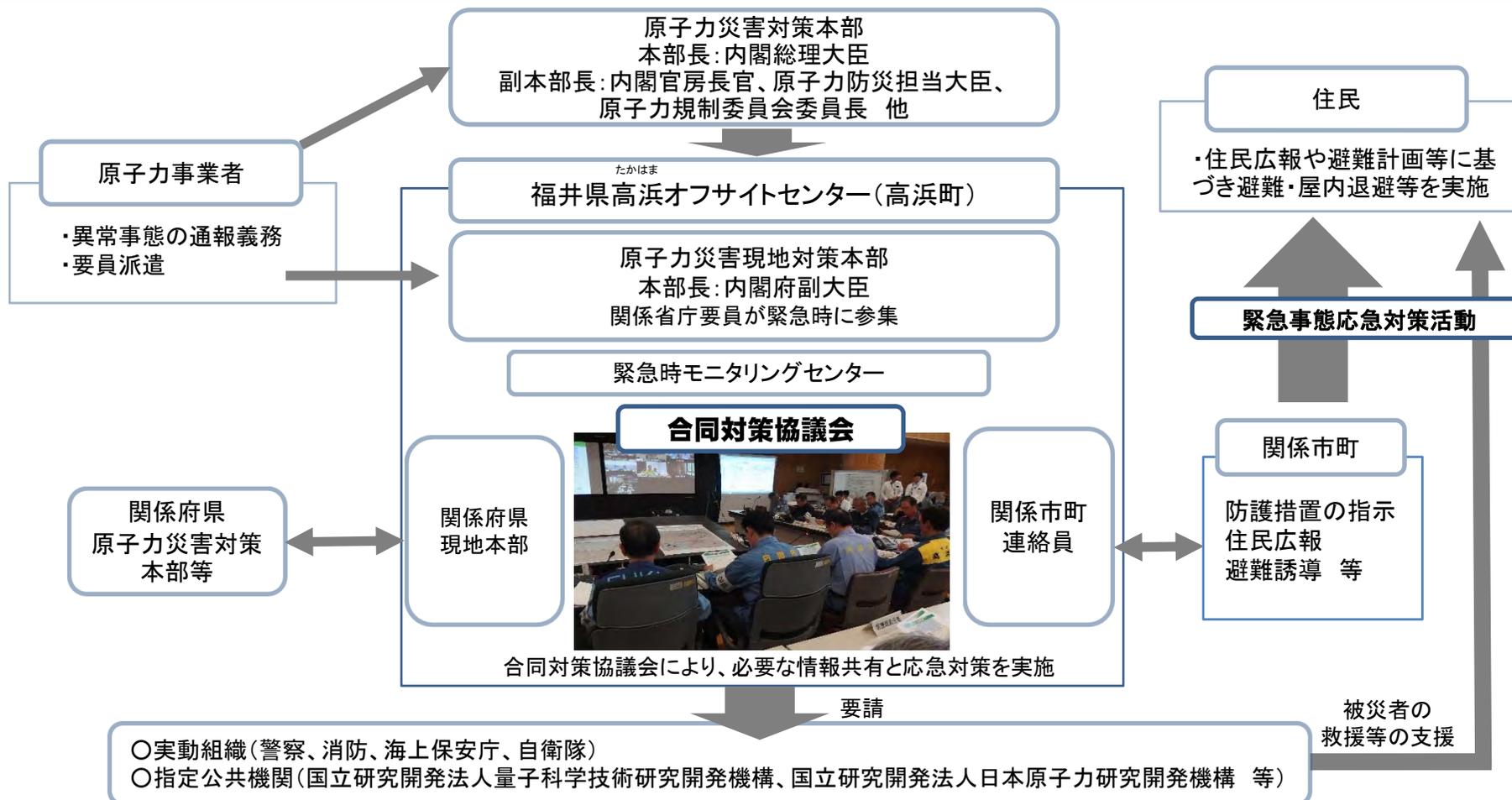


滋賀県及び高島市の対応体制

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を開始。



- 高浜町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、**福井県高浜オフサイトセンター（OFC）**及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に**原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室**を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、**原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部**を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、**国・府県・市町等のメンバー**からなる**合同対策協議会**を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を福井県高浜オフサイトセンター及び各府県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援のスキーム>

原子力規制委員会・内閣府
原子力事故合同対策本部

国の職員
必要な資機材

必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁
(警察庁、消防庁、国土交通省、
海上保安庁、防衛省)

輸送支援

オフサイト
センター等

たかはまちょう
③小松基地～高浜町中央球場
ヘリ (自衛隊) 約30分間



いるま
②入間基地～小松基地
輸送機 (自衛隊) 約1時間



いるま
①環境省・内閣府～入間基地
輸送車両の先導
(警察) 約1時間



オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

➤ **福井県**^{たか はま}高浜オフサイトセンターは、耐震構造、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。

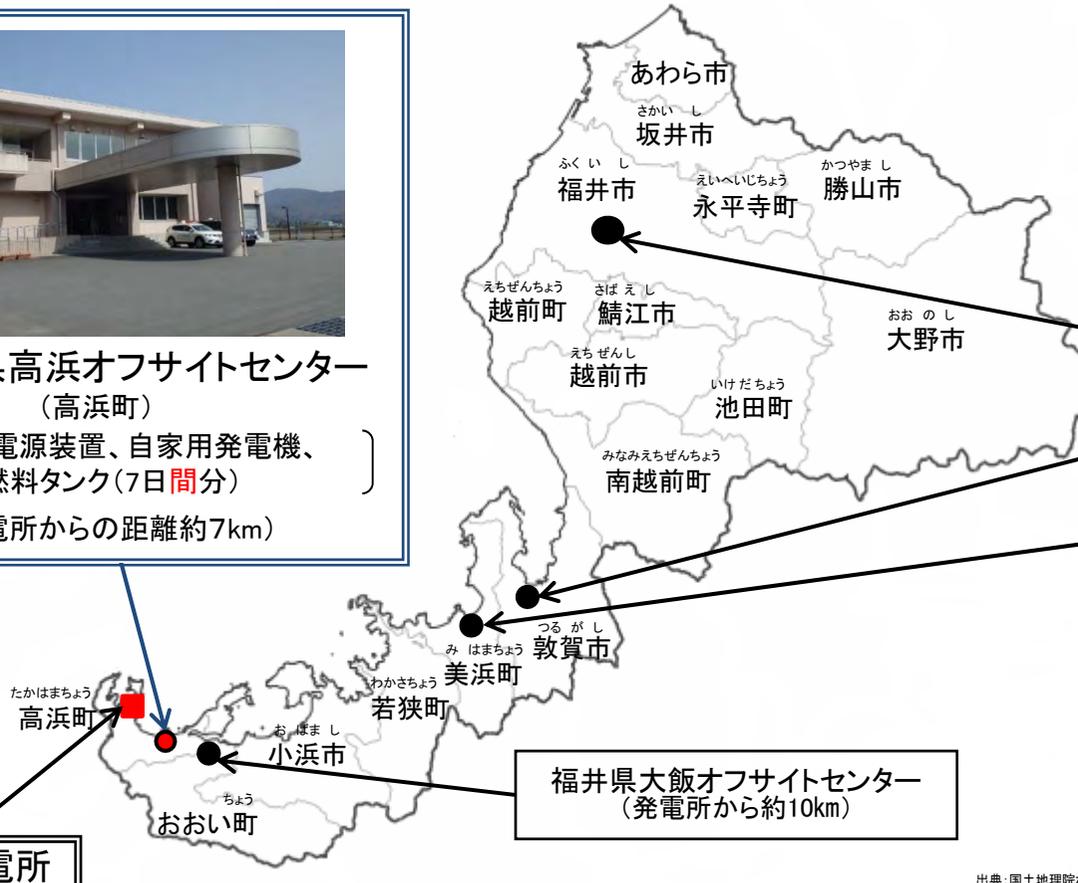
【電源対策】

- ・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より関西電力が用意する発電車で継続して電源を確保。
- ・加えて、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



福井県高浜オフサイトセンター
(高浜町)

〔 無停電電源装置、自家用発電機、
燃料タンク(7日間分) 〕
(発電所からの距離約7km)



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

- 高浜発電所の代替オフサイトセンター
- 福井県生活学習館 (発電所から約87km)*1 *2
 - 福井県敦賀オフサイトセンター*3 (発電所から約49km)*1
 - 福井県美浜オフサイトセンター*3 (発電所から約45km)*1
- *1 距離は、いずれも「直線距離」
*2 非常用発電機を整備(3日間稼働)
*3 いずれも、福井県高浜オフサイトセンターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了

高浜発電所

福井県大飯オフサイトセンター
(発電所から約10km)

- 福井県及び京都府からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備。

<情報共有のイメージ>

関西広域連合
(事務局:兵庫県庁)



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 輸送手段の確保

TV会議システム

- 知事同士の会議による避難の受入要請
- 避難者数等の情報共有
- 住民避難オペレーションの検討



福井県庁 京都府庁

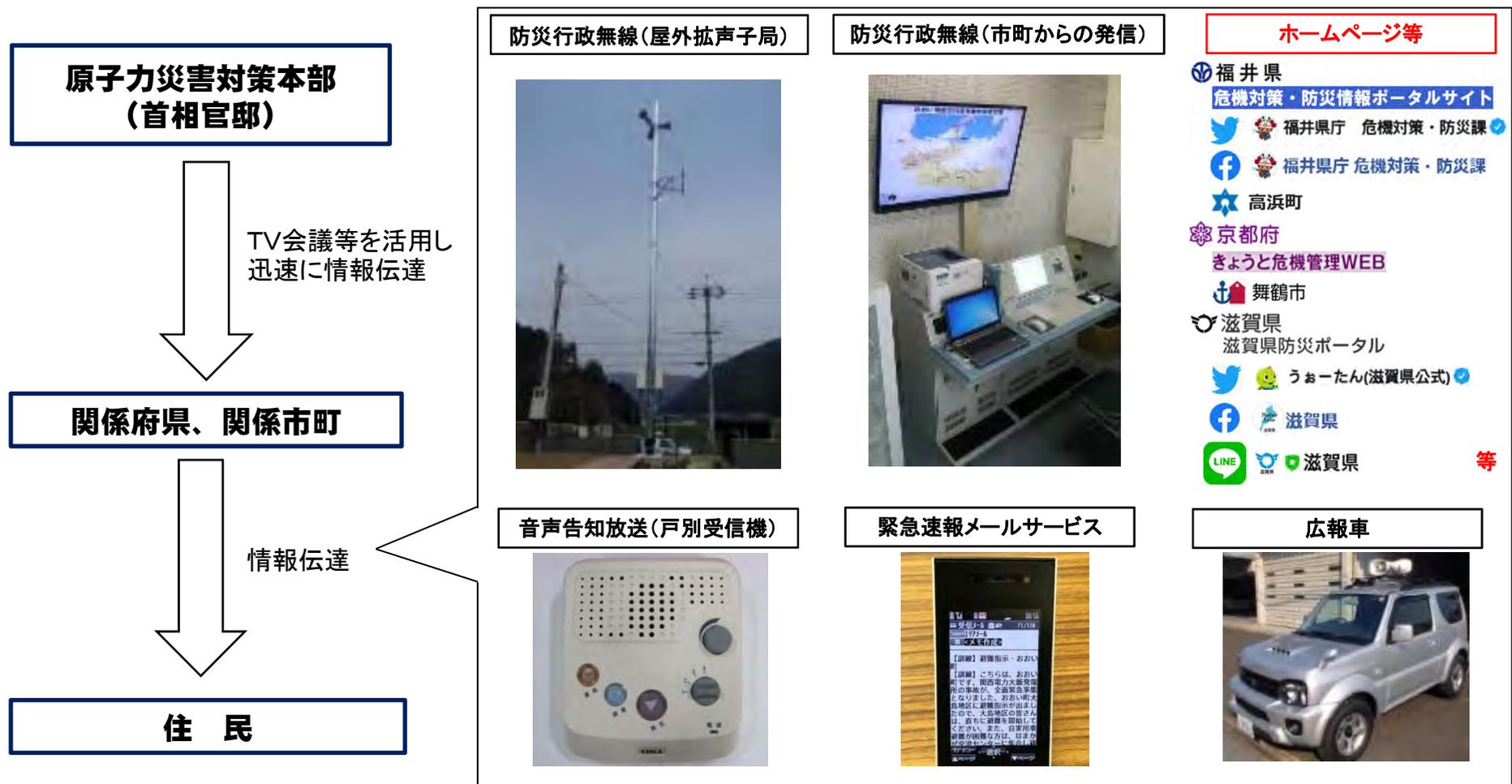


- ◆ 受入れ調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の調達の要請

住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- **関係府県及び関係市町**は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、**ホームページ**等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係府県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



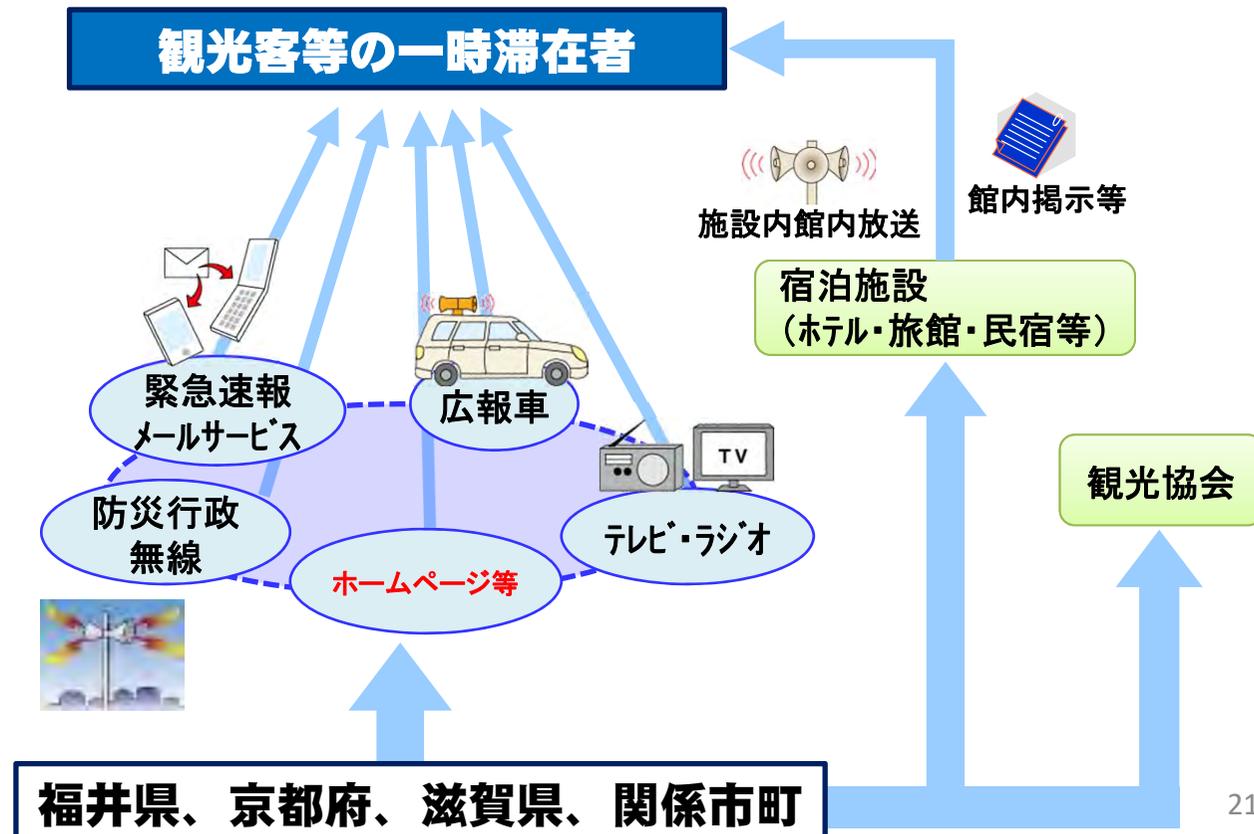
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(20頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、**屋内退避**、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 午前〇〇:〇〇
緊急情報
(〇〇市・町)からのお知らせです。
先ほどの地震による影響について、高浜発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、**速やかに自宅や宿泊先に戻ってください**。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。**府県や市町からの情報に注意し、落ち着いて行動してください**。

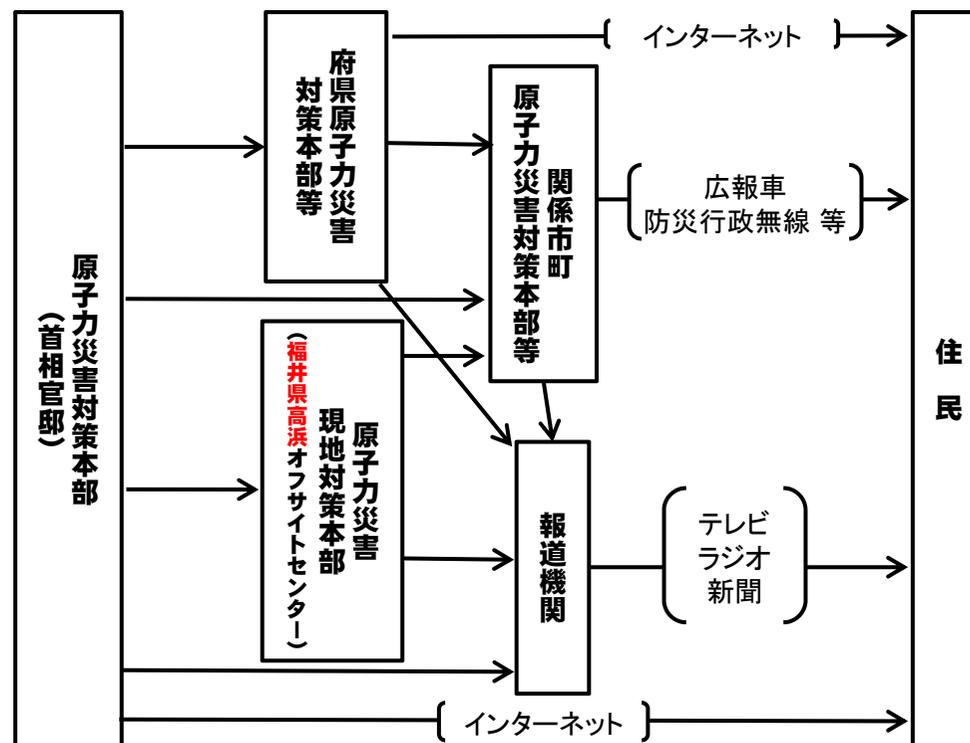


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。)において実施。
- 現地での記者会見については福井県高浜オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- **福井県高浜**オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（関西電力）における対応

- 原子力事業者（関西電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力） |

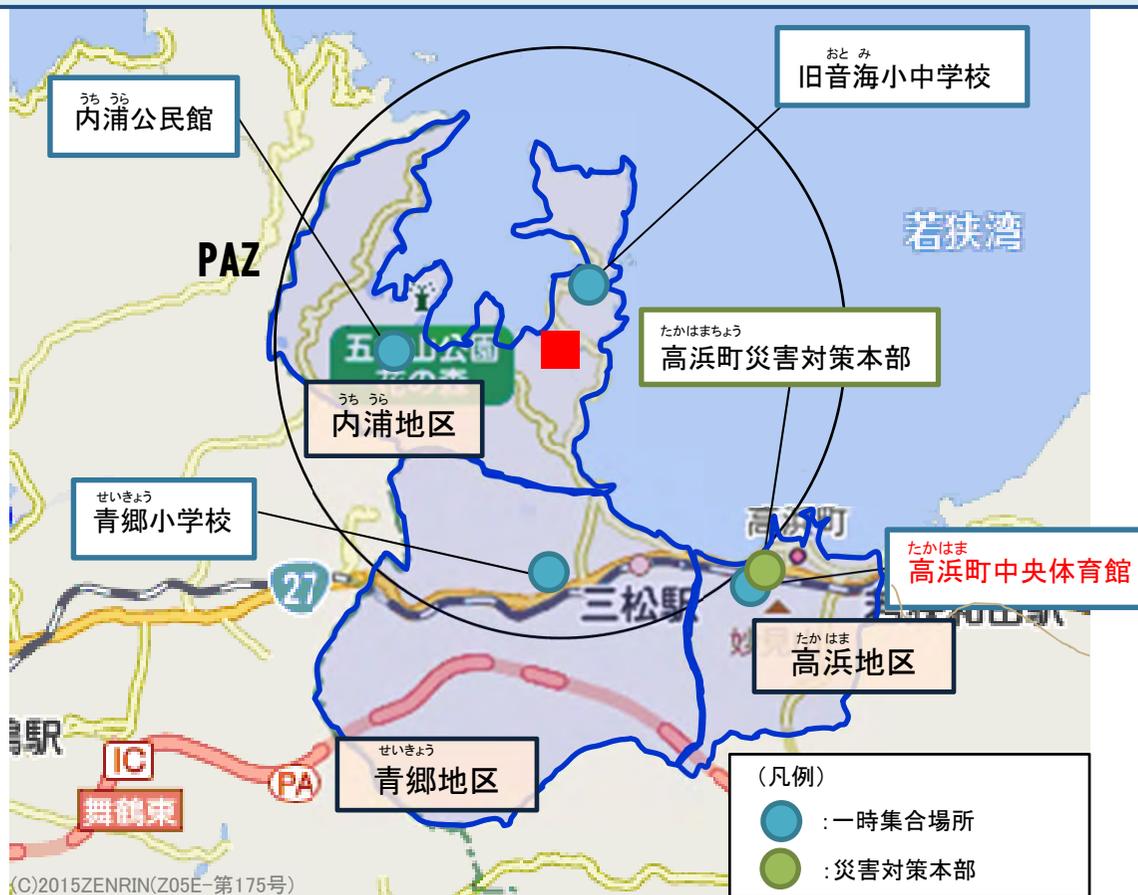
4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. PAZ内の小・中学校、保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の病院における入院患者及びPAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

※ 本章では、舞鶴市の「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

- PAZ内避難の対象となる3地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町災害対策本部と情報を共有。高浜町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された高浜町の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を町内全戸に設置
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、高浜町災害対策本部が実施



- 高浜町災害対策本部・一時集合施設(一時集合場所)間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

